

## 第 50 回 評 議 員 会 議 事 録

1. 日 時 2017 年 12 月 20 日（水） 15 時 30 分～17 時 45 分
2. 場 所 原子力発電環境整備機構 12 階 大会議室
3. 出席者 児玉敏雄、西川正純、崎田裕子、城山英明、高橋恭平、田中裕子、長辻象平、中村多美子、西垣誠、東原紘道 各評議員

評議員会運営規程第 6 条に基づく出席：

近藤駿介理事長、藤洋作副理事長、中村稔専務理事、梅木博之理事、上野透監事、鳥井弘之監事

経済産業省資源エネルギー庁放射性廃棄物対策課 小林大和課長

加々美法律事務所 加々美博久弁護士、森田雄貴弁護士

銀座法律事務所 田中秀一弁護士

シグマ法律会計事務所 野口彩子弁護士

本日の評議員会の評議員出席者は 10 名であった。評議員会を構成する評議員（14 名）の過半数の出席があり、定款第 20 条第 6 項の議決を行うに必要な要件を満たしていることを確認した。

議事に先立ち、議長から、本日の議事録の公表時期を、調査チームの円滑な調査実施に支障をきたさないよう調査チームの調査完了後とする旨の提案があり、了承された。

議長は、城山評議員、東原評議員を議事録署名人に指名した。

### 4. 配布資料

議案 50-1 中間報告（案） 調査チーム

議案 50-2 「科学的特性マップに関する意見交換会」の参加者募集に係る発生事案への再発防止策について（案）

## 5. 議 事（審議事項）

### ①中間報告（案） 調査チーム

「議案 50-1」に基づき、調査チーム委員から、調査の状況及び調査報告書のとりまとめに係る方向性について報告があり、審議が行われた。議長から「本日の審議を踏まえて調査報告書（案）のとりまとめを行い、次回評議員会で決定のうえNUMOに答申したい」旨が示され、承認された。

（議長の判断により質疑応答は「議案 50-2」の説明後に合わせて実施された）

### ②「科学的特性マップに関する意見交換会」の参加者募集に係る再発防止策について（案）

「議案 50-2」に基づき、事務局から、前回評議員会での意見、その後にNUMOの現状等に対して評議員から提出された意見及び調査チームによる中間報告（案）を踏まえた「再発防止に係る提言」の原案について説明があり、審議が行われた。議長から「本日の審議を踏まえたとりまとめ(案)を事前に送付して確認いただき次回評議員会で決定のうえNUMOに答申したい」旨が示され、承認された。

（主な意見等）

（評議員）

個人に謝金の支払われた可能性があるものが、1ないし2件あるということか。これは参加者一般へのアンケート調査をベースにして分かったということで、他方、会社へのヒアリング調査で、組織支援のようなことをやっていたと思われるものがあって、それを付け合せた結果になるわけか。会場貸しやパンフレット提供というのは、株式会社ビーウェルがやっていたというだけではなくて、実は株式会社オーシャナイズ（以下「オ社」という）も個人以外のところはやっていたということか。全体として組織支援のような形でどれくらいの方たちが支援されており、個人に謝金の支払われた可能性がどのくらいあるという形でまとめたものが、公表時には問われると思うので、端的にまとめておく必要がある。もう一点はアンケート調査の話で、イベント参加者4,242名のうち36%から回答があり、謝金をもらった人は1ないし2名だが、NUMO、電力会社、その他関係者から参加勧誘を受けたかという

質問に対して16%の方がYESと言っており、それをどう解釈するかという問題がある。アンケート回答のあった36%のうちの16%なので200名程度の数は勧誘を受けたという実態があり、今回はあくまでも謝金を受け取ったかどうかに関心を当てて報告書をまとめることになると思うが、そこがどうだったかと言うのは潜在的な問題にはなり得るのではないか。あと、一つ目の関係でいうと、お金を払って人を集めてはいけないとオ社に伝えていたが、そのお金を払って人を集めるというのはどの範囲なのかということ。例えば、直接個人に現金を支払う約束をして呼びかけるのは明らかにアウトである。この世界の慣行でなされていたようなグループに対して組織的なベネフィットを与えるというのは、この言葉で拾えるのかということである。契約的な話で拾えるのかというのが一方にあり、他方で、これを社会に出したときに「組織としてベネフィットを与えているもので、個人への現金支払ではないため、これは違います」と書いてしまうと、これはこれで相当に問題だと思う。その線引きについて我々のスタンスをどうするのか、これは調査チームでニュアンスを調整し、最終的な評議員会として、それを踏まえて再発防止策ということになるものと思う。

(調査チーム)

調査に関してとやかく言うつもりはなく、少し感想を言わせていただく。いろいろな業界は、いろいろな言葉で違う意味を操っている。言ってみれば符丁であり、世の中には通用しないこと。だから異業種が集まると必ず同じ言葉で違う解釈をして大問題を起こす。今回も実はそういうことだったのかもしれない。先ほどの評議員が言われたように、動員という言葉が何を意味しているのかが全く定義されてこなかったということがある。これまでも申し上げてきたが、言葉や用語は本当に大切に、NUMOが言葉を大切にするという意識を持っていただかないとこの事業は上手くいかないだろうと思う。これが第一点。もう一つは、プロジェクトマネジメント。大変専門性のある仕事で、そういう専門の能力を持った人が全体を見る仕組みを作らなければいけない。もちろん、工事が始まればそういう仕組みはできると思うが、今の段階からプロジェクトマネジメントという視点で各々を見ていかないと必ず齟齬が生じる。その二点を申し上げたい。

(評議員)

膨大な資料を、この場でお示しいただいたので、十分に読みこなしているかどうか

は別にして、総体的な印象を申し上げたい。たどっていくと、NUMOがオ社の存在をどういうふうに評価、認識、信頼していたのか、これに尽きると思う。もう一つ、組織を束ねていくときに一番大事なのは予防経営だと思っている。あまり聴き慣れない言葉で、役所のほうでは予防行政と言っていたが。先ほどのご説明で「あるかもしれないリスクに対してどういう備えをしていくかという意識が大事」とおっしゃっていたが、私はそこに尽きると思っている。アヒルの水掻きのように誰が見ても分からないけども、あるかもしれないいろいろな事案、リスク、不都合に対して、常々、どう身構えて打ち消していくのかということが非常に大事だと思った。ここでいろいろな対策を立てて、美しい文書を作ることはできるが、詰まるところ、そういう意識が備わっているかどうかで尽きるということ。もう少し具体的にいうと、本日の資料に、5年前にモニターに対して謝金を払っていたとある。モニターだからアンケートを取ったり、いろいろとするので多少の謝金を支払うことはあり得ると思う。このオ社にしてみれば、せつかく手間暇をかけて協力してくれたのだから少しは何かをしなければならぬという意識は潜在的に残っていたかもしれない。前例があったわけだから、それを基本的に引きずったのではないか。それで、再委託をしたときに再委託契約書がない。150万円という金額をオ社に支払うわけであり、少なくとも覚書程度のものはないといけない。8月18日に、NUMO、株式会社地域力活性化研究室（以下「地活研」という）、オ社の三者で打合せしたときに、オ社はモニターに金を払っていたという実例もあるわけだから、「再委託契約書がないが大丈夫か」とか「間違えても謝金など払わないでくれ」と、一筆とっておくような気遣いやセンスが働かなかったのかと思う。伝言ゲームと同じで、その場にいた担当者はそんなことは毛頭ないというかもしれないが、その場の口約束で生じる事案やリスクという問題がどの程度かという気づきがそのときにできていれば、もう少し食い止められたのではないか。そうした感覚やセンスというものを組織の中の誰かが持っていなかったものかと、もったいなく感じている。評価も大切だが、そうした原点をしっかりとわきまえないと、作文だけでは心配が残る。

（評議員）

調査チームからの詳細なご説明を伺いながら、最後におっしゃったことに、非常に納得するところがあった。直接的な原因はオ社の逸脱行為であり、同社の内部のコミュニケーションが希薄であったという状況は見てきたが、それを起こした背景

として、学生参加に対して 100 名集めたら 150 万円という再委託の場合はどうやって予算を使うのかということは話をして共有しなければならないわけだが、そのための地活研なり NUMO なるこの事業に対する関わりや熱意があまりにも足りなかったのではないかという点では非常に共感する。そのうえで、今後の提言としては、個別の部分をしっかりやっていくことにプラスして、この対話事業にはどんなリスクがあるのかということ洗い出し、組織として社会との対話に対するリスクマネジメントの体系をしっかり作っておくことが大事だと思う。ただし、体系だけを作っても、いろいろなヒューマンエラーもでてくる可能性もあり、そこに魂を入れるためには組織としての人材育成が大事であると感じた。もう一点、この地層処分事業にとって、今が非常に重要な時期だと感じており、調査報告を社会に対して提示しながら、どうやって皆で乗り越えて、社会と対話していくのかということが大変重要になってくると思っている。今回、この提言なり、調査をまとめたあとに、評議員会の場で、対話活動をどういうものにしていくのかということ継続的に審議するという流れを作るべきと強く思った。

(評議員)

事実関係は分かったのだが、私からみると、NUMOのずさんな管理と言われても仕方ないと思う。再委託先のオ社の問題というのが事実かもしれないが、最後はNUMOのマネジメント、管理・監督責任の問題だと思う。私は、そういう視点でいろいろな提言をまとめるべきだと思う。驚いたことに、再委託を禁止しており、再委託の同意がなされていなければならないことを知っていながら、やっている。もう一つ、見積書や発注書がなくても競争入札ができるのか。

(調査チーム)

見積りと発注書であるが、株式会社電通（以下「電通」という）のときの再委託については出ていた。また、NUMOが電通なり地活研なりと契約するときは一般競争入札であり、そこはきちんと中身を含めて出ていた。私が申し上げたのは、今回、地活研とオ社の間には、学生呼び掛け等に関して契約書、見積書、発注書が作成されていなかったという意味である。もう一つの再委託禁止についてであるが、NUMOが同意はしている。電通からオ社、地活研からオ社への再委託についてNUMOを含め三者で話はしており、再委託することについて、事実上の同意はしていたが、手続としての書類がない。業務委託契約書には、再委託について同意が必要だ

と書いてあるのだが、過去の分については申請書も同意書もないということである。

(評議員)

そこがポイントである。やはり無実を証明するには、証明するトレーサビリティやエビデンスが必要で、その辺りの脇が甘い。

(NUMO)

少し付け加えさせていただくと、文書による再委託の申請を求め、それに対して承認をするというスキームを入れたのは、今回事案の契約を行う直前であった。ある事件をきっかけに再委託での問題が出たため、NUMOの中でも再委託のコントロールの仕組みを入れた矢先であったということ。それ以前の電通が受託先であったケースもそうであるが、ご指摘のように再委託の管理スキームというのがきちんと確立されていなかったというのが事実である。

(評議員)

一つは、電通との契約が8回も続いたのに、地活研に変更したのは何故かということ。過労死の問題だけであったのかを伺いたい。また、地活研と電通のつながりはどうか、電通の子会社に当たるのか。もう一つは、意見交換会に3回ほど参加させていただいた感想である。どの会場も、ただ地域名を変えているだけで、アナウンスも含め全て同じ内容である。これは、何のために、誰のためにやっているのだろうかといつも思っていた。その中で、東京会場に来た学生が内容の重さに嫌気がさして第1部のみ出席して第2部の意見交換には出席せずに帰ってしまった。その経験を理由に埼玉会場への参加を断られたという説明があったが、その気になっていた学生が第2部に参加せず帰ってしまったという意見交換会とは何なのか。学生が嫌がって帰るような意見交換会を、次世代を担う学生に対してやることは間違っているのではないかと思った。私は地元でも見たので顔を知っており分かるのだが、第2部に来ている人たちも同じ顔ぶれで、そういう方のために2億5,000万円のお金を使って全国の意見交換をやらなければいけないのだろうか。根本的に、何のためにどうやってやるのかというところへ立ち返らなければいけないのではないかと思っている。

(調査チーム)

委託先の件は、私たちが気になって確認した。今回も、電通は入札する予定であったが、直前になって例の事件の関係で入札資格がなくなったということ。電通の下に何社かあるのだが、現地の会場運営はずっと地活研がやっており、全体を把握していたのは地活研である。今回、電通が直前でダメになったため、地活研が入札したというもの。電通が今までやってきた企画提案書を、ほぼ踏襲するかたちでやっている。ただし、今回の入札は複数応札の2社、今まで電通と一緒にやっていたこともあり、地活研の評価が一番高いということで地活研が応札した。また、地活研と電通の関係であるが、我々が聞いた範囲では資本関係はなく、今までずっと電通の下に地活研がいて、電通の下にオ社がいるという関係であった。もちろん、個々の商売の問題はあると思うが、子会社ということではない。

埼玉会場の件は、そういう雰囲気であったと聞いているものの、一方で、今回良かったと思うのは、名古屋会場の学生参加者に電話で確認したり、アンケートを取ったところ、学生の中には「世の中にはこんな問題もあるのだなと、勉強になりました」といった前向きなアンケートも結構存在したこと。逆に、我々としては、こういう問題はやり方次第であると感じている。

(評議員)

静岡会場では8名ほど学生の参加があり、誰の呼びかけでもない聞いた。示唆するものがあると思うので、是非、参加理由を聞いてもらいたい。

(評議員)

調査チームによる調査結果のご説明は、非常に明快でよく分かったので、お礼申し上げます。議案50-2-2の「再発防止に係る提言」の原案であるが、全体に抽象論・精神論が多いと思う。何々をしっかりとるか、ルールを定めるというのは、一般論の域を出ないことなので、もう少し具体化した方がインパクトがあるのではないかと。例えば、ルールを定めるというのであれば、その方向性というのはNUMOではイメージができていられると思われるので、それを書き足していくことが望ましい。もう一つ、今回の件について先ほど調査チームによる説明にもあったが、我国での不祥事というのは誰か悪者がいるわけではなくて、何となく全体のしがらみのようなものが積み重なり、あるときに問題が表面化するというものが多い。今回は、その典型で、調査が大変難しい問題であると考えます。ここで一つ具体的な提案を出し

たい。先ほど話のあった契約等については、テンプレートをどんどん作っていく、テンプレートも経験を積み重ねると、改良されていいものになっていくので、これを大いに試みていただきたい。前回の評議員会で技術開発評価委員の方が「技術関係の外注も心配だ」とおっしゃっていたが、私もこれまで技術開発の審査をして、これは心配だ、という以前に、我々がチェックできていない。技術の中身の議論ばかりしていて、それがどういう形で外注と繋がっているのか、業務が総体としてどこまで適切といえるのかということまで詰めていない。これは今後の私どもの課題であるが、今回と関連して、外注先との関係を合理化し明確にしていかなければいけない。この点は、いずれ評議員会等で提案させていただきたいと感じている。

(NUMO)

ご指摘の点はおっしゃるとおりであり、既に、ルール作りや足りなかった規程などの制定作業を進めており、評議員会からいただいた提言を踏まえて、NUMOで具体的な再発防止策を作っていくということになる。本日、これからいただくご意見も踏まえて、できるだけ提言に具体的に書いていただきたいと思っており、ご意見に感謝申し上げます。

(評議員)

いろいろ申し上げたいところはあったが、本日は中間報告ということで中途半端なところではどうかとの思いからメールでの意見提出は控えさせていただいた。本日、ファクトについてかなりのご説明をいただいたので、最終までにメールでご意見を差し上げることとしたい。今日の説明からは、二つ問題があるように思う。以前から、人材育成についてリーガルな人材をとということを申し上げていたが、まさにリーガルな人材育成ということが本当に課題であると今回思った次第。このリーガルという部分については、法務という組織の中でどのように契約相手を見て、リーガルなリスクを管理していくのかということはもちろんである。おそらく、その点については、今回、加々美弁護士からご指摘があるのではないかと思うが、もう一つの問題は、社会的な論争がある課題で、なかなか解決しない場面での法的問題である。リスクの予見といったときに、組織の中で契約書をきちんと見ていくといったリーガルチェックとは全く別の法的、倫理的な問題といったことのリスクを洗い出す必要があるかと思う。先ほど他の評議員もおっしゃっていたことでフィロソフィーの問題になると思うが、何をもって公正というのか、何をもって信頼というの

かということについての定義づけがはっきりしていない限り、世間が騒いだことに対して、どうしても場当たりの対応をしていくということになってしまう。前回の評議員会でも申し上げたが、行動規範、コードオブコンダクトだとか、コードオブエシックスということ、並行して定義づけしていかないと、単に、「ずるい」とか「おかしいのではないか」という漠然とした批判に、際限なく対応してしまうことになりかねない。こうした定義づけも法と倫理の専門家も入れて作業していただけたらと思っている。

今回の「再発防止に係る提言（原案）」の3(2)の「会」のあり方についての定義づけというのも同じような問題だと思っている。どのような定義づけの「会」であり、どのような参加者を想定していて誰が参加すべきではないのかということ、予め言っておかないとこういった問題がずっと続くと思われる。この辺りについて、メールで私の考えをとりまとめてお送りしたいと思う。

（評議員）

私が思っていた以上の調査をしていただき、加々美弁護士、調査チームの皆さまに感謝申し上げます。

本日の皆さまのご発言の中に「言葉を大事にしなければならない」とか「定義を明確にしなければならない」あるいは「対話力を大事にしなければならない」、というものがあつた。私が前々から申し上げていることであるが、NUMOの作る文書というのは非常に欠陥が多い。例えば、この議案50-2-1のA3ペーパーの中には、事案と書くべきところに事象という言葉が入り混じっている。事案と事象とは違うわけだから、これはしっかり分けないといけないのに、何故これが混在してしまうのかということ。それから事前に送ってもらった資料の中にも誤字が存在する。以前の評議員会で指摘したときに皆さまは笑っておられたが、笑いごとで済ませるから何回でも繰り返すわけである。間違えるのは仕方ない、変換ミスとか誰でもありうることだから許容範囲だと思う。それが最終的な文書にまで生き残って出てくるのは何故かと考えると、NUMOのテキストガバナンスの重大な欠陥があると私は思う。文書で書かれたものが一番大事なわけで、ここをしっかりとっていないと、NUMOの情報発信の品質の保証が全然なされなくなるという非常に大きな問題だということ。くれぐれもこうしたことの繰り返しが無いように、文書によるコミュニケーションの重要性を皆さんの間で再認識していただきたい。最終

的に出てくるとりまとめの報告書の中にもそうしたことがあると信用を落とすので、よろしくお願ひしたい。

(評議員)

議案 50-2-2 の再発防止に係る提言(原案)は、事務方から評議員会に出していただいたもので、調査チームとは別だという位置付けでコメントするが、皆さまがおっしゃったように抽象的であり具体的に書くことが大事であると思う。例えば、再委託先に関する調査をしっかりと行うなどが書いてあるが、それをどうやるのかを書かないと意味がないわけである。以前、議論させていただいたときに、「相手方は能力があるかどうかのチェックをしているのか」という質問に対して、「一般競争入札なのだけれども、総合評価をやっている」と、そこは一応クリアしているわけである。では、総合評価という制度をどういうふうに変えるのかという具体論がないと、なかなか具体的な話になっていかないので、そこまで書いたほうが良いと思っている。

二つ目は、言葉の話にも関わることであるが、例えば先ほどの評議員がおっしゃった「会」の設計について言えば、原案は効率的で最適な「会」の設計としているが、むしろ、この「会」はどのような趣旨でやるのかといった価値論的なところを明確にしてほしいということではないかと思う。

(評議員)

もう一点、事前提供された意見交換会の中間総括資料の中に、参加者が開催を知ったきっかけが示されており、知人からの案内、所属団体・学会などからの案内によって参加した人は非常に多いという傾向である。これは、先ほども議論になっていたが、電力会社の方々の動員ということにもこのデータはいろいろ物語っているところがあると思う。そういう分析も併せてやっていただきたい。

(NUMO)

ご指摘はおっしゃるとおりで、非常に大事なこと。ただ、これ以上のブレイク・ダウンしたデータを採ろうとすると、団体をある種カテゴライズしなければならない。そうすると、電力会社という一方の塊、一方の違うカテゴリーのグループが会場に存在することは皆さまよくご承知の通りなのだが、それを見えるようにすることが我々としてできるかということ、難しい問題だと認識している。

(評議員)

状況としては、慎重に読まないといけない。そういうデータだと思う。

(議長)

今回のアンケートの属性をどこまで踏み込むのかは、非常に重要なポイントであった。本当は徹底的に知りたい。ただ、そこを踏み込むときに先ほどおっしゃったような懸念も存在するので、踏み込み切れなかった。特定の学生以外のところも、学生がどれくらいかというのを本当は知りたい。残念ながら、そこは踏み込めなかった。

(評議員)

今月 27 日に評議員会を開いて、その後の運びはどうなるのか。あとでやり直しとならないよう徹底した対応をはかってもらいたい。

(評議員)

一つの大きな束にしていただかないといけない。調査報告書を公表するのかどうか、サポーティングエビデンスをどこまで出すのかという判断の必要が出てくる。実質作業はかなりのことをやっているのだから、それをきちんと示すうえで関連のドキュメントを出したほうがいいのかもわからない。

(評議員)

その判断はどこがやるのか。調査チームか、評議員会なのか、NUMO 自体がやるのか。

(調査チーム)

ご指摘はおっしゃるとおりであるが、次回の評議員会で、我々調査チームとして対外的に公表する内容については「こういう理由で、ここまで公表させていただきます」と、そこまで明確にお示しをする。もちろん、本日、いろいろとご説明したものは、出すもの出さないものを峻別して、その段階で一区切りをつけることを強く意識してやらせてもらいたい。調査チームが、与えられたアクセス可能な範囲においてベストを尽くしたと分かってもらうということが大変重要であると思う。

(評議員)

経済産業大臣が調査チームを設けると言っており、公表はしないという選択肢はないのではないか。

(評議員)

次回の評議員会で最終的な案をお示し、皆さまのご承認をいただいて、評議員会としてはこうであると、何を公表するかお示しする。それが承認されれば、その後にNUMOに調査結果の答申を行う。それを受けてNUMOとしてどうするのか、それは問われる話なので、今、そこを準備している。

(評議員)

公表の場には、ご苦勞をかけるが加々美弁護士に同席してもらったほうがいい。弁護士が同席することは大きな意味を持つ。

(評議員)

それは当然のこと。加々美弁護士以外の委員は、既に「内部の人間ではないのか」というご指摘がある。純粹に誰が見ても独立で、内容からみても客観的・公正であること示すうえでも必要である。

(評議員)

恣意的に好き勝手にやったわけではないと、客観性を示すという意味でも重要である。

(調査チーム)

ヒアリングは我々弁護士で担当して、調査チームの他の委員の方は入っていない。そのかわりに、ヒアリングのメモをきちんと作って、弁護士以外の調査チーム委員の方にはそれを見ていただいて意見交換した。

(調査チーム)

ヒアリングには、弁護士以外の調査チーム委員はあえて入らなかった。

(評議員)

ところで、埼玉会場に来た高校生1人の件は、どうなったのか。

(調査チーム)

高校生1名の特定はできており、今回のアンケートの対象としている。

(調査チーム)

対象となる高校生にアンケートを送っているが、回答はいただけていない。これはオ社の呼びかけである。

(評議員)

それでは、本日皆さまから頂戴したご意見を再度検討させていただき、次回の評議員会に、最終報告という形でお示してご承認いただくこととしたい。

(評議員)

プレス発表は、いつするのか。

(評議員)

即日または翌日を想定している。

### ③調査チームへの調査事項の追加について

理事長から、「調査過程における新たな事案（電力関係者の意見交換会参加に関しても問題とする外部指摘があったこと）を踏まえ、電力関係者の参加実態についても調査チームによる追加調査をお願いしたい」との諮問があり、審議の結果、承認された。

(主な意見等)

(評議員)

今回の調査をやっていく過程で、また新たな事案が起こり、それを調査チームの調査対象に加えるかどうかという問題が出ている。調査チームは評議員会の下に設置されたものであり、新たな事案に対応するには評議員の皆さまのご承認が必要である。

(NUMO)

これは、意見交換会への電力関係者の参加に関する外部からの指摘によるものであ

る。先程のアンケートの中で指摘があったということであり、また経済産業省に対しても、電力関係者の参加に対するNUMO職員の関与について問題があるという情報提供があったということで、これについても直ちに調査するよう私どもに指示を受けたところ。こうした状況について、議長にご報告、ご相談申し上げたが、意見交換会の参加募集に関して信頼性を損ねる恐れのある問題でもあり、このことも調査チームにおいて現在の調査に加えて調査を行っていただくことが適当であるとの考えに至った。この問題については、私どもも報道等で指摘された以降は対策を講じている。意見交換会に評議員の皆さまが参加される場合は関係者席を用意しているわけであるが、そこへ電力関係者で申込みをいただいた方も誘導するというところを行っている。そういった格好で電力関係者の方の対応を行っているわけであるが、このことについて説明責任もあり、初めからどうであったのかということについてご調査いただき、それについてもご意見をいただくということが大切かと考えており、次回の評議員会の際に可能な範囲でご報告いただければありがたいとの思いをお願いするものである。

(評議員)

今のお話の中で、どういう事案を問題ありとし、どういうものを問題ありとしないのか、今後、その辺りを明確にさせていただきたいと思う。何故かという、私は資源エネルギー庁が開催する放射性廃棄物ワーキングに参加させていただいているが、社会の声、いわゆる電力関係者に対する声が、ここ1~2年で大きく変化してきていると感じている。それまでは、電力関係者の関与について発言誘導があるのではないかという何か不安感のようなものがあつたわけだが、ここ1~2年は「発生者責任のある電力関係者が、この問題に対して参加をしないのはおかしい」という声も非常に強くなり、社会の人が質問したい、聞きたいことへの対応窓口をどの電力会社にも作っていただくことになっていると思う。発生者責任のある電力関係者がこれに関わることは大事だという範疇で動いておられるという場合と、人数合わせのために黙って参加し、立場を隠して賛同するような意見を出していく誘導に近いようなものがあるのかということも公平に見ていただきたいと思います。なお、NUMOにはそのところをしっかりと考えてやっていただくことが大事である。

(NUMO)

おっしゃるとおり、私どもも今回の意見交換会については、パネリストとして電力

関係者にも壇上に上がっていただき、短いという批判があるものの、質問もできる機会を用意しているところである。後援団体ではあるものの主催者側の一部でもあるので、そういう団体に所属する者が一般市民の方と一緒にディスカッションするのは、立場を明らかにしてなら一概に否定されるべきではないという議論もあると思うが、これまでは、電力関係者かどうかを明らかにしないままにしていたということで大いに反省している。指摘を受けて関係者席にてオブザーブしていただくことにした。電力に対する質問は、第 1 部のパネリストに対するご質問ということでやってきた。これでいいかどうかについても、もちろん考えないといけないが、今は、不透明であった部分について実態はどうであったかというファクトファインディングをしていただき、今後のあり方についてご提言いただくべきと考えているところ。

(評議員)

先ほどの評議員がおっしゃったことが一番のポイントである。例えば今までの調査であれば、お金をもらって発言した人、あるいはお金ではなくても組織的なベネフィットをもらって不適切な関与をしたというところは極めて明白なわけである。今度の場合には、適切な関与かどうかはまさにファクトを見てからということなのだが、線引きはかなり厳しい話になるので、調査チームに丸投げされても困るところが若干あり、そこはまさにフィロソフィーの問題である。そこは本日ご議論いただければと思うし、調査チームである程度原案を作って上げてきても、おそらく、評議員会としてもご意見のある話なので、そういうところに踏み込むというご認識をいただきたいと考える。

(NUMO)

経済産業省への情報提供は、NUMOの職員から電力関係者の参加を要請、招請、懇話、その辺りは微妙であるが、その結果として参加していることが良くないというご指摘と考えられるので、私どもとしてはそのファクトについて既に調査を始めているところ、それも含めて整理していただきたいと思う。

(評議員)

若干踏み込んで申し上げると、先ほど、アンケートで勧誘を受けたと言った人が 200 人程度いることをあげ、それがどういう性格のものかということは、評議員会とし

て本来議論すべきところはあるだろうと申し上げたが、それともつながってくるのではないか。

他方、不完全なところはあるが、今回アンケートでは「お金をもらわなかった人でも何か気になることがあれば言ってください」というコメント欄をつけており、本当に不適切な動員をされたと思ったら何か書いてくる可能性があるが、少なくともそこには何もなかったわけである。けれども、本当に動員されたと思った人がそれを書くのかということもあり、よく分からない。その意味で、NUMOのほうで調べていただくというのも一つの重要な情報源ではあるが、ここでやった調査のやり方で言えば、NUMO側だけではなく参加者がどう思ったかということも本当は聞かなければいけない話なので、限られた時間でどうするのかということはある種の判断をせざるを得ないと思う。

(評議員)

この話は、放置しておくとは非常に大きな想定外のところにいく可能性がある。したがって、何らかの対応を早急に取りなければならない。それではどこがやるのかとなれば、今、この段階で受けざるを得ないのは調査チームであろうと思う。この問題は、例えば今日話しているような報告を、今月27日にとりまとめようとはしているが、とてもそういう形でまとまるような内容ではないと思っている。先ほど、評議員の方もおっしゃられたように、電力関係者がこの問題にどうやって絡むのか、それがいいのか悪いのかという問題に議論が拡大してしまう恐れがあり、なかなか難しいと。とりあえず、指摘をされている内容については、一定の答えを調査チームなり、評議員会として出さざるを得ないという局面にあるので、難しさは承知しながら、やむを得ないという感覚である。

(調査チーム)

本来は、何が良くて何が悪いのか、具体的な課題を前にして考えるべきことではなくて、根本原理から考えることになる。今回はそれがなくて、具体的な問題を見ながらやる。そうするとこれがいいか悪いかという議論になって、後々で役に立たない結論を出す可能性がある。そこは昨日の調査チーム会合でも「白と黒はこのくらい離れていて、真ん中がやけに広いですね」という話を差し上げたのだが、こういう状況を考えると、調査チームで全部やれるかという懸念もあるものの、やることになるのは仕方がないというスタンスである。

(評議員)

非常に曖昧で申しわけないが、何らかの対応をしなければならないというのも事実であるので、それをご了解いただいて、今回の調査チームの中にこの件を追加する。加々美弁護士をはじめとするメンバーには、また大変な負荷になるわけであるが、何卒よろしくお願ひしたい。ご承認いただけるということによろしいか。

(異議なし)

(NUMO)

評議員の皆さまには、貴重なご意見をいただき、改めてお礼を申し上げます。また、加々美弁護士をはじめとする調査チームの皆さま方、本当に感謝申し上げます。私どもとしましては、本日、再発防止に係る提案の素案を提出いたしましたが、今日いただいたご意見を踏まえて改めて見直し、次の評議員会にご提示したいと考えており、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

以上をもって議事の全部の審議及び報告を終了したので、議長は 17 時 45 分に閉会を宣言した。

上記議事の経過の要領及び結果を記録するため、本議事録を作成し、議長及び議長が指名した議事録署名人がこれに署名捺印する。

原子力発電環境整備機構

評議員会

議 長

高橋恭平

印

議事録署名人

城山英明

印

議事録署名人

東原紘道

印